

中・四国アメリカ学会 第51回年次大会  
2023年11月25日(土) 広島経済大学立町キャンパス

# 研究報告

## アメリカにおける航空文化

### －『トップガン マーヴェリック』(Top Gun: Maverick, 2022)を中心に－

松本章宏 (広島工業大学・院)

本発表では、2022年公開のハリウッド映画『トップガン マーヴェリック』を中心に、アメリカにおける航空技術の発展と文化との結びつきについて検討する。ここで言う「航空技術」とは、各航空機及びその周辺施設に用いられる技術を指す。

最初に、アメリカにおける航空技術を概観するため、「翼の福音」(the winged gospel)というキーワードに注目する。航空機の研究は15世紀にダヴィンチが始めたとされる。まずは、鳥や昆虫に似せたオーニソプター(ornithopter)が出現し、続いて、熱気球や飛行船が開発され、ライトフライヤーの誕生と第一次大戦に前後して、アメリカにおける航空文化は広がりを見せていく。

第一次大戦が終結すると、郵便業界が航空機の分野に参入し、飛行機による郵便配達サービスを開始する。同時期、全米の各地の祭典には、曲乗り飛行士の飛行機が登場し、草の根が広がるように飛行機熱が全米に広がっていった。この時期に現れた、チャールズ・A・リンドバーグ(Charles Augustus Lindbergh, 1902-1974)は、無着陸での大西洋横断を達成し、リンドバーグ自身に加え、飛行機ともども全米で英雄として扱われた。同時に、アメリカの子供たちの間では、航空機模型のブームが起こる。これは、航空業界から一種の未来学習として仕掛けられたブームであり、教育界にまでその影響を及ぼすことになる。こうした事象によって、飛行機熱はさらに加熱し、こうした航空文化の開花を指して、「翼の福音」という言葉は生まれた。

その後、現在に至るアメリカにおいて、広大な国土と複数の戦勝を経て発展し続ける経済を背景に、航空文化は成長し続けている。それが顕著に現れるのは、個人航空機の面であり、中には自身の家に飛行機用の格納庫を作り、自作の飛行機を組み立て、自分で飛行させる者も現れるようになった。個人ですらも広大な土地を所有し得るといふ、大陸ならではの文化であると解釈できる(ちなみに、映画『トップガン マーヴェリック』では、主人公のマーヴェリックが第二次大戦期のP-51戦闘機(愛称: マスタング)を飛行させているが、これはトム・クルーズ自身が個人で所有する航空機である)。

最後に、映画『トップガン』(*Top Gun*, 1986)と『トップガン マーヴェリック』を、航空機を中心に比較する。1986年公開の映画『トップガン』で主役機を務めたF-14戦闘機から、『トップガン マーヴェリック』での主役機であるF/A-18戦闘機への変遷、さらに、敵として登場したステルス機である第五世代戦闘機(5th Gen Fighter)の技術などについて考察する。最終的に、『トップガン マーヴェリック』の登場人物によるセリフから無人機を取り巻く現在の状況について解説し、無人機と有人機の混合として出現すると思われる、アメリカにおける次世代戦闘機の展望を考えてみたい。

## 南北戦争における大統領大権と市民的自由

國吉孝志（北九州市立大学・院）

本報告は、合衆国憲法制定に伴う連邦国家成立以降の、アメリカ合衆国の統治機構、とくに軍政について法制史的な視点から考察するものである。なかでも中心的に取り上げるのは、南北戦争勃発に際してのエイブラハム・リンカン大統領(Abraham Lincoln)の戒厳令布告と植民地時代以来の伝統的な民兵制度にかかわる法思想である。

アメリカの軍制を考えると、現在でも基本になっているのは、政軍関係の歴史について明らかにしたサミュエル・フィリップス・ハンチントン(Samuel Phillips Huntington)による『軍人と国家』(*The Soldier and the State*)である。この書の前提となっているのは、軍の専門職化を阻害したアメリカ伝統の反軍思想である。民兵制度を尊ぶ国民感情が、アメリカ特有の軍事文化を創りあげたというのである。

アメリカ合衆国の民兵については、合衆国憲法第1条8節15項および16項のいわゆる民兵条項(militia clause)、また、修正第2条に規定される武装権にその根拠を求めることができる。これらの規定は国防上の意義のみならず、自由権の保障や圧政に対する抵抗権の意義も含んでいる。

合衆国大統領の権限については、合衆国憲法第2条2節1項に統帥権が規定されており、これが大統領の非常事態および戦時の権限の根拠となる。戦争遂行に不可欠なこの権限は、連邦議会の権限との関係で制約もあるが、1792年民兵法の1795年改正にあたっては、国外の侵略や反乱の認定に加え、非常事態における民兵の招集の権限を大統領に付与した。このことは1827年のマーティン対モット事件や1849年のルーサー対ボーデン事件の判決でも明白である。

南北戦争開戦と同時にリンカン大統領が行使した権限は民兵の招集の他、人身保護令状の停止といった戒厳令の布告を意味するものであった。

アメリカ合衆国憲法の下では、戒厳令に関する規定は明記されていないものの、これまで

に連邦政府や州政府によって布告されてきた。法体系の異なる大陸法であるドイツ連邦共和国基本法には非常事態条項が詳細に規定されている点で異なっている。また、大陸法の影響を受けた我が国の、大日本帝国憲法にも緊急命令大権や戒厳大権が明記されていた。

アメリカ合衆国は建国以来、自由主義を優先する政治理念を掲げており、民兵や銃による武装権も、市民の権利を保障するものであると考えられてきた。これもアメリカの民主主義の形態を表す特徴の一例である。

今日、合衆国連邦軍の国際社会におけるプレゼンスは超大国としての地位に比例し、絶大な影響力を維持している。特に我が国では、東西冷戦以来の日米安全保障条約を基調とした外交方針を一貫して継続しており、その存在は特別なものであるといえる。一方で、安全保障に携わる官民の関係者や専門的な知見を持つ国民以外で、合衆国連邦軍の歴史的な成り立ちや、憲法上の位置づけ、運用上の制約などの詳細は十分理解されているとは言い難い。そこで、南北戦争に至るまでの民兵制度から最高司令官（Commander in Chief）たるアメリカ合衆国大統領の権限に注目し明らかにすることで、混迷を極める現在の安全保障環境の本質に迫る上での手がかりとしたい。

## 合評会

### 『アメリカ研究の現在地——危機と再生』（彩流社、2023）

モデレーター：渡邊真理香（北九州市立大学）

評者：牧野理英（日本大学）、山口善成（金沢大学）、山本航平（就実大学）

#### 企画趣旨

中・四国アメリカ学会の50周年を記念し、『アメリカ研究の現在地——危機と再生』（2023年、彩流社）が出版された。4部構成の本書に収められた17本の論考と9本のコラムでは歴史、政治、文学など幅広いテーマが扱われており、アメリカに関する多岐にわたる視点が提供されている。今回の合評会では3名の評者を招き、それぞれの専門的な視点に基づき、本書全体または複数の論考について評価していただく予定である。同様に、他の参加者も交えながら、中・四国アメリカ学会の今後の展開に向けた有益な対話の機会としたいと考えている。